

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和6年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改定後 (令和6年10月) >	< 現 行 (令和5年10月) >	< 備 考 >
<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p><b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総 則</b> <b>第1節 総 則</b> 1-1-1~4 [略] 1-1-5 施工計画書 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 計画工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理法 (7) 施工管理計画 (14) <u>法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)</u> (15) その他</p> <p>1-1-6~21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1 ~ 5 [略] 6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 ~ 15 [略]</p> <p>1-1-23~33 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理 1 ~ 8 [略] 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事<b>目的</b>、工事期間、工事種別、発注者名、<u>施工業者</u>名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>1-1-35~38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策 1 ~ 8 [略] 9 <u>エネルギーの削減</u> <u>受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 交通安全管理 1 ~ 4 [略] 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>場所等の案内標識、工事中の標識等</u>の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p><b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総 則</b> <b>第1節 総 則</b> 1-1-1~4 [略] 1-1-5 施工計画書 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 計画工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理法 (7) 施工管理計画 <u>【新設】</u> (14) その他</p> <p>1-1-6~21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1 ~ 5 [略] 6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 ~ 15 [略]</p> <p>1-1-23~33 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理 1 ~ 8 [略] 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、工事種別、発注者名、受注者及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>1-1-35~38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策 1 ~ 8 [略] <u>【新設】</u></p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 交通安全管理 1 ~ 4 [略] 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>標識</u>の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	

< 改定後（令和6年10月） >	< 現 行（令和5年10月） >	< 備 考 >
<p>6 ～ 9 [略]</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可<u>または、道路法第47条の10に基づき通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。          なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。          (1)～(71) [略]</p> <p><u>72 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業の促進等に関する法律</u>  <u>(令和4年 法律第37号)</u></p> <p>1-1-43～53 [略]</p> <p><b>1-1-54 週休二日の対応</b></p> <p><u>1 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</u>  <u>2 受注者は、原則「現場閉所型」による4週8休以上の休日を確保すること。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、発注者との協議により、「交替制」による4週8休以上に確保に努めなければならない。</u></p> <p><b>1-1-55 石綿の使用の有無</b></p> <p><u>1 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、宮城県知事に届出を行わなければならない。</u></p> <p><b>第2編 材料 [略]</b></p> <p><b>第3編 施行共通事項</b></p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民<u>及び道路利用者</u>に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	<p>6 ～ 9 [略]</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。          なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。          (1)～(71) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-43～53 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>第2編 材料 [略]</b></p> <p><b>第3編 施行共通事項</b></p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	